

付5 全国消費実態調査職業分類表

世帯区分	職業符号	項目	分類基準	内容例示	
勤労者世帯	1	常用労務作業者	官公庁又は民間に長期間雇用され、主として肉体的労働に従事している者。	採鉱員、採炭員、仕上工、鋳物工、金属溶接工、検査工、製図工、分析工、見習工、工事人、印刷工、板金工、めっき工、一般機械器具組立工、電気機械器具組立工、自動車組立工、時計組立工、染色工、家具・建具製造工、紙製品製造工、整備工、塗装工、裁断工、縫製工、文選工、製本工、製版工、植字工、洋裁師、仕立工、クリーニング職、タイル職、石工、乗務員、バスガイド、ボイラーマン、建設機械運転士、電車運転士、自動車運転手、甲板員、航海士、車掌、配達員、集金人、ガードマン、警備員、守衛、用務員、清掃員、雑役作業者、新聞販売人、ダンサー、ウェイター、バーテンダー、大工、とび職、配管工、左官、理容師、美容師、エレベーター係、駅貨物掛、販売店員、映写技師、調理師、給食調理人、通いのお手伝いなど	
	2	臨時及び日々雇労務作業者	官公庁又は民間に30日未満の期間又は日々の契約で雇用され、主として肉体的労働に従事している者。		
	3	民間職員	民間の鉱山、工場、会社、商店、病院、学校などに勤め、主として事務的、技術的又は管理的な仕事に従事している者。在日外国政府施設関係を含む。なお、「9」に分類する者は除く。	会計事務員、一般事務員、経理事務員、庶務事務・書記、仕入主任、人事係長、課長、所長、検事、判事、船長、高級船員、駅長、学校長、警察官、消防士、保線区長、教員、現場監督、新聞記者、医師、薬剤師、工場長、研究者、機械技術者、建築士、造船技術者、電気技術者、大学助手、測量士、タイピスト、電話交換手、鉄道専務車掌、駅出札掛、通信士、カメラマン、看護師、写真師、外交員、デザイナー、保健師、栄養士、講師、ラジオ・テレビアナウンサー、プロデューサー、通訳、図書館司書、検量員、農業改良普及員、電子計算機等操作員、速記者など	
	4	官公職員 ₁	中央官庁、その地方支分部局又は国立の病院、学校などに勤め、主として事務的、書記的、技術的又は管理的な仕事に従事している者。在日外国政府施設関係及び「9」に分類する者は除く。		
	5	官公職員 ₂	都道府県庁、市区役所、町村役場又は公立の病院、学校などに勤め、主として事務的、書記的、技術的又は管理的な仕事に従事している者。在日外国政府施設関係及び「9」に分類する者は除く。		
勤労者以外の世帯	個人営業世帯	6	商人及び職人	独立して小規模（家族でない使用人4人以下）に商品の製造、加工、販売又はサービスを提供する業主。なお、「7」に分類する者は除く。	靴店主、たばこ店主、魚店主、菓子店主、洋品店主、自転車店主、写真店主、染物店主、質店主、理髪店主、表具店主、ブローカー、行商、大工、とび職、左官、美容院店主、クリーニング店主、仲買人、アパート経営者、個人タクシー運転手など
		7	個人経営者	独立して個人組織で大規模（家族でない使用人5人以上）に商業、工業、サービス業などを経営してその企画管理に従事する者。	大商店主、大工場主、私立病院経営者、私立学校経営者、パチンコ店経営者、食堂経営者、不動産業経営者など
	その他の世帯	8	農林漁業従事者	独立して農作物の栽培・収穫、養蚕・家畜・家きん・その他の動物の飼育、林木の育成・伐採・搬出、水産動植物採捕・採取・養殖などの仕事に従事している者。	農耕作業者、養蚕作業者、養畜作業者、育林作業者、漁ろう作業者、あま（海女）、海草・貝採取作業者、水産養殖作業者など
		9	法人経営者	法人組織（合名、合資、有限、株式会社等）で家族でない使用人5人以上を雇用する会社、団体などの役員。なお、「3」又は「4」か「5」に分類されるべき者でも、程度の高い企画管理、行政事務又は監督事務に従事する者は含める。	社長、会長、取締役、監査役、理事、銀行頭取、相談役、大臣、事務次官、局長、総裁、知事、副知事、市長、区長、町長、村長、助役、出納長、収入役、教育委員など
		10	自由業者	個人で自分の専門の技能や知識を内容とする仕事に従事する者。ただし、弁護士、税理士、公認会計士以外で勤労者世帯（「1」～「5」）に分類される者は除く。	弁護士、税理士、公認会計士、開業医、助産師、あんま師、僧侶、神職、画家、図案家、彫刻家、工芸美術家、著述家、作曲家、作詞家、行政書士、評論家、生花教授、コンサルタント、個人教授、デザイナーなど
11	その他	「1」～「10」及び「12」～「13」の分類に当てはまらない者。	議員、芸能人（歌手、俳優、落語家など）、モデル、職業スポーツ家（野球選手、競輪選手、力士、騎手など）、内職者など		
12	無職	職業のない者。	年金生活者、失業者、主婦、学生、幼児など 住み込みの家事使用人（お手伝いなど）、住み込みの営業上の使用人		
13		家業に従事している者。			

(注) 世帯区分は世帯主の職業により分類している。